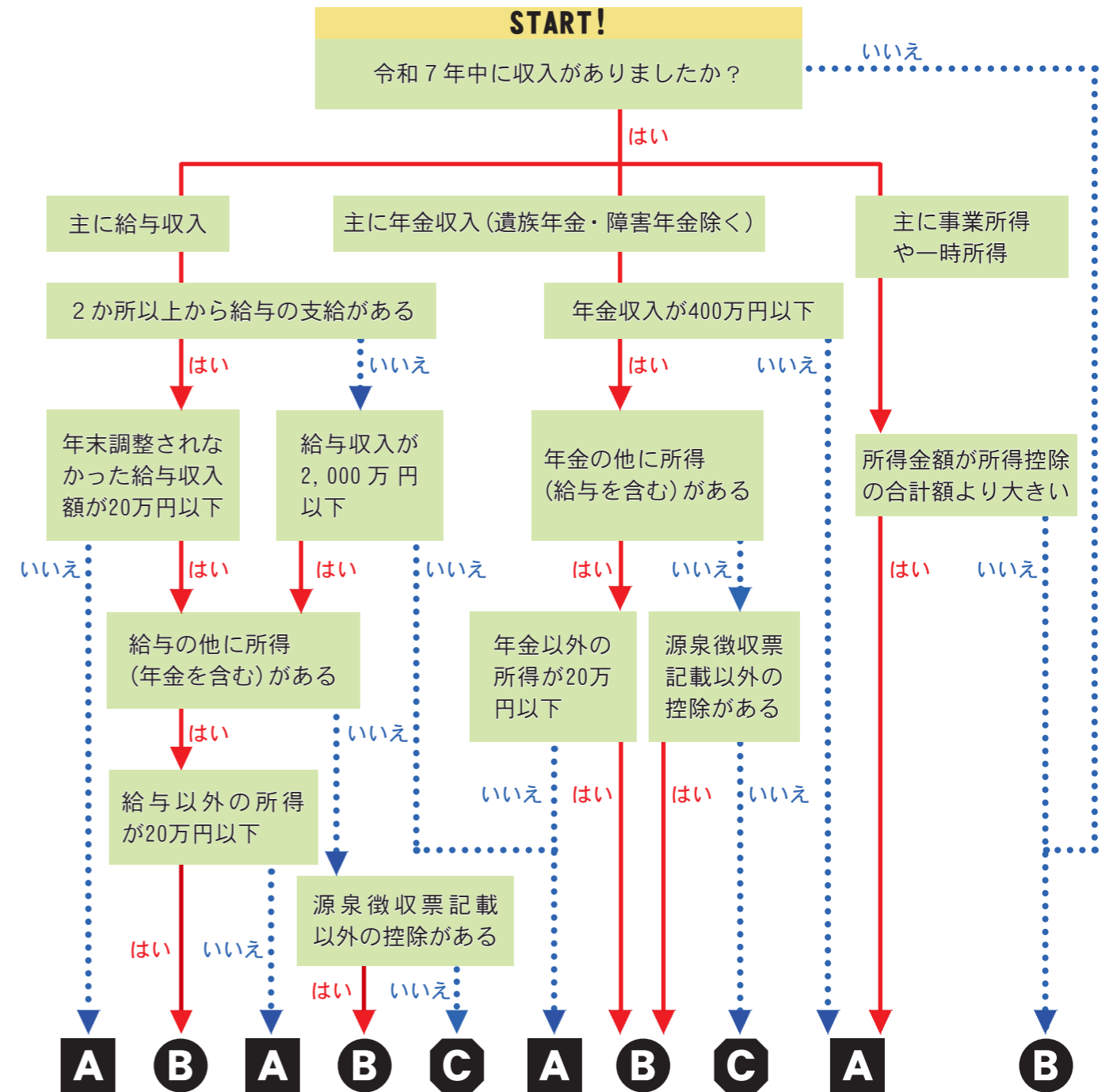


令和7年分 確定申告のお知らせ

まもなく令和7年分所得税の確定申告及び令和8年度(令和7年分)町・道民税の申告の受付が始まります。

まずは、フローチャートで申告の必要があるかどうかご確認ください。



判定結果	判定結果	判定結果
A	所得税の確定申告が必要です → 左ページをご覧ください	ここに該当した方でも、給与や年金などから所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には確定申告が必要です。
B	町・道民税の申告が必要です → 左ページをご覧ください	
C	申告は不要です	

A 所得税の確定申告が必要な方

(1)~(3)のいずれかの方法で
ご申告ください。

(1) 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用

確定申告書等作成コーナーでは自宅から簡単に確定申告書を作成できます。
作成した確定申告書は、印刷して郵送により提出できるほか、「e-TAX」を利用することでパソコンやスマホで提出することもできます。

(2) 岩見沢税務署の申告・相談会場にて申告

岩見沢税務署では、2月16日(月)から令和7年分所得税に係る確定申告の受付・相談を行います。

【会場】岩見沢税務署
(岩見沢市2条東4丁目5番地1)
【日程】2月16日(月)~3月16日(月)
【時間】9時~16時
※申告会場への入場は、入場整理券が必要で、入場整理券は次の①②のいずれかの方法で取得できます。

①当日、税務署で取得する
②国税庁LINE公式アカウントのメニュー「相談を申し込む」から来場希望日などを選択して取得する

(3) 役場税務係の確定申告会場にて申告

役場税務係でも、所得税の確定申告受付会場を開設します。役場の申告会場では、一部の申告を承ることができないのでご注意ください。

【会場】役場 3階会議室
【日程】2月16日(月)~3月16日(月)
【時間】9時~16時
※12時~13時も受付できます。

● 役場の申告会場ではお受けできない申告

* 次の申告については、岩見沢税務署にご相談ください。

- 青色申告決算書または収支内訳書を作成していない事業所得及び不動産所得の申告
- 土地、建物、株式などの売却による譲渡所得、先物取引に係る雑所得などの分離課税される所得を含む申告
- 初めて住宅ローン控除を受ける方の申告(住宅改修、増改築を含む)
- 山林所得、利子所得、配当所得の申告(非上場株式の配当所得のみ受けられます)

● 申告の際の留意点

役場で確定申告をした場合でも、最終的には税務署で内容を審査します。申告内容に誤りや疑義があれば、税務署から直接申告者本人への調査が行われます。結果によっては更正される場合もあり、その際に過少申告加算税がかかることもあります。

B 町・道民税の申告が必要な方

フローチャートで町・道民税の申告が必要となった方は、役場で令和7年中の収入状況をご申告ください。

ご申告は役場税務係の確定申告会場にて承りますので、上記(3)の日程などをご参照のうえ、来庁してください。

■ 申告の際に持参するもの (A・B共通)

- ▼ 本人確認書類
 - 例1 マイナンバーカード
 - 例2 通知カードと運転免許証などの身分証明書
- ▼ 給与・年金の源泉徴収票
- ▼ 個人年金や満期保険金などを受給した場合、収入の額が分かる書類
- ▼ 控除の証明となる書類
 - 例 生命・地震・国民年金など各種保険料の控除証明書、作成済みの医療費控除の明細書や医療費通知、障害者手帳
- ▼ 還付金振込口座がわかるもの (確定申告のみ)
 - ※必ず申告者本人名義の口座を
ご用意ください。

【問合せ先】 役場税務係(☎76-8011)

【問合せ先】岩見沢税務署 (☎0126-22-0810)

確定申告書等作成コーナー

動画で見る 確定申告